

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則	一	(食と暮らしの安全推進課)
○特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則	一	(共同参画社会推進課)
告 示		
○保安林の指定の解除の予定	一	(森林整備課)
○保安林の指定施業要件の変更の予定	二	(同)
○道路の区域決定	三	(道路課)
○道路の区域変更(二件)	三	(同)
○道路の供用開始(三件)	三	(同)
○都市計画事業の認可	四	(都市計画課)
○都市計画事業の事業計画変更の認可	四	(同)
○土地改良区の定款変更の認可	四	(東部地方振興事務所)
公 告		
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	五	(障害福祉課)
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の変更	五	(同)
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)	五	(警察本部会計課)
教育委員会		
○教育委員会臨時会の開催	六	

## 収用委員会

○五間堀川早股事件公示送達

## 規 則

六

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第九号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成三年宮城県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十三項中「第二十四条第二項」を「第二十三条第二項」に改める。

様式第十二号中「第24条第2項」を「第23条第2項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号

特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行細則(平成十年宮城県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。  
様式第二十号中「(その金額が二百万円以下の場合に限る。)」を削る。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第二百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字坂本五の一、五の二

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

二 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市松崎尾崎一五三の一（次の図に示す部分に限る。）、本吉郡南三陸町歌津字管の浜一四

の三（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

魚つき

3 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに気仙沼市役所及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

仙台市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

亘理郡山元町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに仙台市役所及び山元町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 利府中インター線

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
塩竈市字伊保石一三三番三地先から 同市字伊保石五七番地先まで	〇・〇〇三九・七	五三三・〇

○宮城県告示第二百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 泉塩釜線

三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
多賀城市南宮字八幡四五番一地先から 同市南宮字八幡無番地先まで	三三二・〇	三三二・〇	四二・五	八〇・〇
	三三二・〇	四九・四		八〇・〇

○宮城県告示第二百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 気仙沼唐桑線

三 道路の区域

変 更 の 区 間	変更の 前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
気仙沼市田谷一〇〇番一地先から 同市田谷一〇〇番一地先まで	一三三・一	一三三・一	三三三・七	一一・〇
		三三三・七		一一・〇

○宮城県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
県 道	泉塩釜線	多賀城市南宮字八幡四五番一地先から 同市南宮字八幡無番地先まで	平成二十九年 三月十七日

○宮城県告示第二百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	東和薄衣線	登米市東和町錦織字洞山三七番八地先から 同市東和町錦織字洞山三九番一地先まで	平成二十九年 三月十七日

○宮城県告示第二百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県 道	東和登米線	登米市東和町米谷字黒森三四番一地从先から 同市東和町米谷字黒森三四番一八地先まで	平成二十九年 三月十七日

○宮城県告示第二百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称  
石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画公園事業

2 名称

九・五・一号石巻南浜津波復興祈念公園

三 事業施行期間

平成二十九年三月十七日から平成三十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

石巻市門脇町四丁目、門脇町五丁目、南浜町一丁目、南浜町三丁目、南浜町四丁目、雲雀野町一丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第二百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称  
仙台市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画公園事業

2 名称

五・六・三号 青葉山公園

三 事業施行期間

「平成九年七月四日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成九年七月四日から平成二十九年三月三十一日まで」に変更する。

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

○宮城県告示第二百五十号

河南矢本土地区改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十九年三月九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十九年三月十七日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加藤 慶太

### 公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年三月十七日

一 薬局

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ひので薬局	加美郡加美町字大門四十九ー一	平成二十九年三月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 石巻中里店	石巻市南中里一ー十一五	平成二十九年三月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 石巻蛇田店	石巻市蛇田字新丸井戸四十四ー一	平成二十九年三月一日
調剤薬局ツルハドラッグ 名取手倉田店	名取市手倉田諏訪五百六十八	平成二十九年三月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

平成二十九年三月十七日

一 薬局

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更新前	名 称	所 在 地
わたのは薬局		石巻市渡波新沼二百八十五ー二十九ー五

変更後

石巻市さくら町五ー七ー五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 グループウェアアシステム用サーバ貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年一月十一日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通リース（株）東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号
- 五 落札金額 一億八千八百八十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年十一月二十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十九年三月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 可搬型IC免許証記載内容確認装置貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十九年一月二十七日
- 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 （株）J E C C 営業本部 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 落札金額 三千五百五十四万四千六百四十八円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十八年十二月九日

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第八号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の臨時会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならぬ。

平成二十九年三月十七日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一日 時 平成二十九年三月二十二日 午後三時三十分

二場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 宮城県教育基本方針について

第二号議案 職員の人事について

第三号議案 教育職員の免許状に関する規則の一部改正について

第四号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の育児休業等に関する規則の一部改正について

第五号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の配偶者同行休業に関する規則の一部改正について

第六号議案 自然の家管理規則の一部改正について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二二二二二二二一三六一一）

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第15号

五間堀川早設事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成29年3月17日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

平成29年3月10日付け宮収号外通知文

平成29年3月6日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 通知を受けるべき者

大友 義雄 住所・常居所不明 ただし、住民票の住所「宮城県岩沼市相の原一丁目1番6号」